

# E保険自動車事故お見舞金サービス規約

## 第1章 総則

### 第1条（サービス運営等）

1. 株式会社E保険プランニング（以下「当社」といいます。）は、「E保険自動車事故お見舞金サービス規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「E保険自動車事故お見舞金サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。
2. 次条に定義する利用者に対して発する第22条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約及び各サービスの「ご案内」又は「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 利用者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
車両補償	火災または爆発、騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、竜巻、洪水または高潮、落書、いたずらまたは窓ガラス破損、飛来中または落下中の他物との衝突、接触、墜落、転覆、その他偶然な事故によって生じた損害およびお車の盗難による損害に対して、利用者が当社で加入している自動車保険にて保険金が支払われるものをいいます。
人身傷害補償	日本国内において、以下のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により利用者が当社で加入している自動車保険にて保険金が支払われるものをいいます。 ①自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故 ②自動車保険契約のお車の運行中の次のいずれかに該当する事故 ア. 飛来中または落下中の他物との衝突 イ. 火災または爆発 ウ. 自動車保険契約のお車の落下
賠償責任補償	対人事故および対物事故により自動車保険契約の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して利用者が当社で加入している自動車保険にて保険金が支払われるものをいいます。
対人事故	自動車保険契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	自動車保険契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の財物を損壊することまたは軌道上を走行する陸上の乗用具が進行不能になることをいいます。
自動車保険契約	利用者が当社で加入している損害保険会社または都道府県民共済等の自動車保険契約をいいます。
利用者	以下の要件を満たす者をいいます。 ①当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。 ②既に当社で自動車保険契約に加入されている者もしくは本サービスの申込

	<p>みと同時に当社で自動車保険契約に加入される者。</p> <p>③個人および個人事業主である者。</p> <p>④お車の種類が自家用5車種である者。自家用5車種とは、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車をいいます。</p>
利用契約	本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約をいいます。

### 第3条（本規約の変更）

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、サービス内容、各種手数料ならびにこれに付随するサービス内容等及び本規約（本規約に基づく利用契約を含むものとし、以下、同じとします。）を変更することがあります。なお、本規約が変更された場合には、以後、改定後の新規約を適用するものとします。
2. 改定後の新規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社指定の方法により通知した時点より、効力を生じるものとします。

## 第2章 本サービスの提供

### 第4条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供範囲は、別紙の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

### 第5条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

### 第6条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。

## 第3章 本サービスの利用契約の締結等

### 第7条（利用の申込み・利用契約の締結）

本サービス利用の申込みは、本サービスの利用を希望する者が、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。なお、当該申込みに対して、当社所定の承諾の手続をすることをもって本サービスの利用契約が締結されたものとします。

### 第8条（本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、利用契約締結後、別紙に定める保証期間が終了するまでの期間とし、以降1年ごとの自動更新契約とします。なお、利用契約締結前は本サービスの提供期間には該当しません。

### 第9条（利用者の報告事項）

1. 利用者は、利用者がご契約の自動車保険契約普通保険約款に規定の各種通知義務を履行

したときは、その内容を当社に報告してください。

2. 利用者が、前項を行わなかったこと、若しくは遅滞したことにより、利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第10条（権利の譲渡制限）

1. 本サービスの譲渡は、本サービスの利用者をご契約の自動車保険契約普通保険約款の譲渡の規定に従うものとしますので、その結果を当社にご連絡ください。
2. 前項を除き、利用者は、本サービスの提供を受ける権利を、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

#### 第11条（当社からの利用停止・解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとします。
  - ①第12条（利用者負担金等の支払義務等）に定める支払義務を怠ったとき。
  - ②第15条（禁止事項）に定める行為を行ったとき。
  - ③仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤死亡したとき。  
ただし、本サービスのお見舞金のお支払い事由に該当した場合には、利用者の法定相続人を利用者とみなし、本サービスの利用停止期間をお見舞金お支払い日まで延長します。
  - ⑥支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - ⑦被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
  - ⑧資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じた当社が認めたとき。
  - ⑨反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
  - ⑩法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑪利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑫第9条（利用者の報告事項）に違反したとき。
  - ⑬当社から利用者に対する連絡が不通となったとき。
  - ⑭利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき。
  - ⑮その他、当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
  - ⑯前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、又はきたすおそれが生じたとき。
  - ⑰本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、若しくは利用契約を解除したことにより利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

## 第4章 利用者負担金等

#### 第12条（利用料金の支払義務等）

1. 利用者は、利用料金について、本サービスにおけるサービスの提供を当社に請求した時点より、当社に対して支払義務を負うものとします。なお、利用者が当該支払義務を履行するまで、当社は、本サービスの提供を停止し、利用者は本サービスの利用ができないものとします。
2. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

#### 第13条（利用料金の支払方法等）

1. 利用者は、利用料金を、当社の指定する金融機関口座に対する振込みもしくは、クレジットカード等により当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、利用者の負担とします。
2. 当社が利用料金をクレジットカード会社に対して、その支払いに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、利用料金の支払いがあったものとみなします。

#### 第14条（期限の利益の喪失）

利用者は、第11条（当社からの利用停止・解除）により当社による解除がされた場合、若しくは第15条（禁止事項）各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

## 第5章 利用者の義務等

#### 第15条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為
- ②当社又は第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為
- ③当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為
- ④当社又は第三者を差別・誹謗中傷し、若しくはその名誉・信用を毀損する行為
- ⑤関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為
- ⑥犯罪行為、又はそれを誘発・扇動する行為
- ⑦本サービスにより利用しうる情報を改ざん、又は消去する行為
- ⑧本サービスの申込又は利用請求に当たって虚偽の事項を記載・申告等する行為
- ⑨第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑩猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- ⑪無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑫連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為
- ⑬売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ⑭当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
- ⑮本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- ⑯前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

⑰その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適當・不適切と認める行為

#### 第16条（自己責任の原則）

1. 利用者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合、又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
2. 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、ます。
3. 当社は、利用者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとし、ます。

#### 第17条（秘密保持）

利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

#### 第18条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社が利用者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定する第三者（権利者）に帰属するものとし、ます。
2. 利用者は、前項の提供物を本サービスの利用目的以外に使用してはならないものとします。

## 第6章 個人情報の取扱

#### 第19条（個人情報の取扱）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその利用者の氏名及び住所等をその当該提携事業者へ、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意するものとし、ます。
2. 当社は、本サービスの提供にあたって、利用者から取得した個人情報の取扱については、当社が定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針 URL: <https://e-ehp.com/compliance/privacy.html>）に従うものとし、ます。

## 第7章 損害賠償等

#### 第20条（損害賠償）

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとし、ます。）等を全額賠償する責任を負うものとし、ます。

#### 第21条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、別紙に記載

載する1回あたりの補償上限料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2. 当社は、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
3. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
4. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、第6条（本サービスの廃止）、第11条（当社からの利用停止・解除）の規定による本サービスの一時中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
6. サイバーテロ（コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。
7. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。

## 第8章 その他

### 第22条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。
3. 利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第23条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

### 第24条（法令規定事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに従うものとします。

### 第25条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

### 第26条（紛争解決）

利用者と当社の間で本規約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に

応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

「E保険 自動車保険事故お見舞金サービス保証 お問合わせ窓口」

電話番号：0120-233-010

受付時間：平日、午前9～午後6時

## 別紙 本サービスの詳細

### 1. サービス種類

- Aプラン：車の保証
- Bプラン：賠償責任・同乗者の保証

### 2. サービス内容

#### Aプラン：車の保証

当社は、利用契約の締結に際して、当社を代理店として既に加入している若しくは加入しようとしている自動車保険契約において、車両補償に該当する保険事故が本サービス保証期間内に発生し、本サービスの利用者に当該自動車保険契約から保険金が支払われた場合、本サービスプランで設定したお見舞金をお支払いします。

#### Bプラン：賠償責任・同乗者の保証

当社は、利用契約の締結に際して、当社を代理店として既に加入している若しくは加入しようとしている自動車保険契約において、賠償責任及び人身傷害補償に該当する保険事故が本サービス保証期間内に発生し、本サービスの利用者に当該自動車保険契約から保険金が支払われた場合、本サービスプランで設定したお見舞金をお支払いします。

### 3. お見舞金をお支払いしない場合

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、お見舞金をお支払いしません。

#### ①利用料金について、当社が指定する期日までにその払込みを怠った場合

利用料金の支払いについては、登録いただいた口座情報に請求をさせていただきますが、引き落としができなかった場合には2ヶ月間併徴請求させていただきます。最終、コンビニエンスストアでのお支払い書類の案内をさせていただきますが、これらに応じていただけない場合

#### ②利用者が、加入している自動車保険契約における保険事故の発生日が、本サービスの保証期間外である場合

#### ③利用者が、加入している自動車保険契約から保険金の支払いがない場合

#### ④加入している自動車保険契約から保険金が支払われた内容が、ノーカウント事故の対応だった場合

ノーカウント事故とは、事故があった場合でも翌年度の契約の等級に影響しない事故ことをいいます。ほかに3等級ダウン事故や1等級ダウン事故を起こさなければ、事故がなかったときと同様に翌年度の契約の等級は1等級あがります。

### 4. 本サービスの保証期間

(1) 本サービスの保証期間は、利用契約が締結されていることを前提として1年間とします。弊社を代理店とする自動車保険契約の保険開始日、満期日と本サービスのサービス開始日、終了日は同じとします。ただし、本サービスの加入初年度にかぎり、自動車保険契約の保険期間中に加入することを可能とします。この場合には、自動車保険契約の満期日当日に本サービスの更新手続きとさせていただきます。

(2) 本サービスの保証期間は、以下の各号の全てに該当した場合、保証期間満了日を更新日として更新されます。

#### ①保証期間満了日の1カ月前までに、当社から利用者に更新の案内を行った際、利用者から当社に、サービス満了日の1週間前までに更新しない旨の通知がないこと

#### ②利用者の意思の表示として更新される本サービスの利用料金が当社に支払われていること



## 5. 本サービスの利用方法

- (1) 本サービスの利用の連絡は、当社が運営する「E保険 自動車保険事故お見舞金サービス お問合わせ窓口」(以下「受付窓口」といいます。)へ、利用者本人から直接電話等によりご連絡ください。なお、利用者が既に参加している若しくは加入しようとしている自動車保険契約において、保険事故により保険金が支払われた日から本サービスの保証期間内に行う必要があります。
- (2) 受付窓口は、利用者からのご連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況等に関する情報の照会・確認をします。そのため、本サービスの申込書等、利用者にて確認可能な本サービスに関連する書面の用意をしてください。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いすることもあります。
- (3) 受付窓口は、利用者が既に参加している若しくは加入しようとしている自動車保険契約において、保険事故により保険金が支払われているか等について、電話等にて確認します。
- (4) 上記(3)の確認の結果、お見舞金のお支払事由に該当していると受付窓口が判断した場合、お見舞金のお支払いに必要な提出書類等をご案内します。
- (5) 当社は、(4)の提出書類等を受領してから、その日を含めて1カ月以内にお見舞金を利用者にお支払いします。

## 6. E保険 自動車保険事故お見舞金サービス保証プラン

### Aプラン 車の保証 (車両の保険金支払い時の保証)

自動車保険等級	お見舞金	利用料金等 (税込)
15～20 等級	10 万円	(月払) 1,700 円、(年払) 18,000 円
10～14 等級	ただし、保証期間 (1 年間)	(月払) 2,000 円、(年払) 22,000 円
7～9 等級	最大 2 回までとします。	(月払) 2,600 円、(年払) 28,000 円

### Bプラン 賠償責任・同乗者の保証 (賠償責任・人身傷害の保険金支払い時の保証)

自動車保険等級	お見舞金	利用料金等 (税込)
15～20 等級	10 万円	(月払) 1,900 円、(年払) 20,000 円
10～14 等級	ただし、保証期間 (1 年間)	(月払) 2,200 円、(年払) 24,000 円
7～9 等級	最大 2 回までとします。	(月払) 2,700 円、(年払) 30,000 円